

事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人への督促等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県特定非営利活動促進法に基づく処分に関する事務処理要綱（平成24年12月5日制定。以下「要綱」という。）第5の2の規定により、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人への督促等に関する手続について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(督促書の送付)

第3条 NPO法人が法第29条の規定により提出が義務付けられた事業報告書等を特定非営利活動促進法施行条例（平成10年滋賀県条例第34号）第10条に規定する期限から3月を経過しても所轄庁に提出しないときは、滋賀県県民生活部県民活動生活課県民活動・協働推進室長（以下「室長」という。）は、当該NPO法人に対して督促書（別記様式第1号）を送付する。

2 前項の督促書は、当該NPO法人の主たる事務所の所在地に送付するものとし、不達の場合は、当該NPO法人の代表者の住所または居所に送付する。

(催告書（再督促書）の送付等)

第4条 前条の督促書を送付した日から5月を経過しても、NPO法人が事業報告書等を所轄庁に提出しないときは、室長は、当該NPO法人に対して催告書（再督促書）（別記様式第2号）を送付する。

2 前項の催告書は、当該NPO法人の主たる事務所の所在地に送付するものとし、不達の場合は、当該NPO法人の代表者の住所または居所に送付する。

3 NPO法人が第1項の催告書（再督促書）において指定された期限までに、法第29条に規定する事業報告書等を所轄庁に提出しないときは、法第80条第1項第5号に該当するものと思料されるとして、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条の管轄裁判所（当該NPO法人の代表者の住所または居所の所在地を管轄する地方裁判所）に過料事件通知書の送付を検討する。

付 則

この要領は、平成25年7月24日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

番 号
平成 年 月 日

特定非営利活動法人
○○○○ 御中

滋賀県県民生活部県民活動生活課
県民活動・協働推進室長

督 促 書

このたび、下記の事業年度に係る特定非営利活動促進法第29条の規定による事業報告書等について、滋賀県特定非営利活動促進法施行条例第10条に定められた期限（事業年度終了から3月以内）までに提出がありませんでしたので、速やかに提出していただきますよう督促します。

なお、本書到達時すでに提出されている場合は、行き違いですので悪しからずご了承ください。

記

【事業報告書等が未提出となっている事業年度】

平成 年度分（至年月日が平成 年 月 日である事業年度分）
平成 年度分（至年月日が平成 年 月 日である事業年度分）
平成 年度分（至年月日が平成 年 月 日である事業年度分）

事業報告書等の提出書類	提出すべき部数
事業報告書等提出書	1部
事業報告書	2部
活動計算書（収支計算書）	2部
貸借対照表	2部
財産目録	2部
年間役員名簿 （前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名および住所または居所ならびこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	2部
前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）および住所または居所を記載した書面	2部

書類の様式は、<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/katsudo/kyodonet/index.html> においてダウンロードができます。ご利用ください。

【問い合わせ先】

滋賀県県民生活部県民活動生活課 県民活動・協働推進室 TEL：077-528-3419

(別記様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

特定非営利活動法人
(職・氏 名) 様

滋賀県県民生活部県民活動生活課
県民活動・協働推進室長

催告書 (再督促書)

このたび、特定非営利活動促進法第29条の規定による事業報告書等について、滋賀県特定非営利活動促進法施行条例第10条により定められた期限(平成 年 月 日)までに平成 年度分(至年月日が平成 年 月 日である事業年度分)の下記の書類の提出がなく、平成 年 月 日付け 番 号で督促書を法人の主たる事務所の所在地に送付しましたが未だ提出がありません。

つきましては、平成 年 月 日(厳守)まで提出されますよう再度督促します。

また、3年以上にわたって事業報告書等の提出がない場合は、行政手続法に基づく聴聞の手続を経たうえで、特定非営利活動促進法第43条第1項の規定に基づく設立の認証の取消しを行うことがありますのでご注意ください。

本書到達時すでに提出されている場合は、行き違いですので悪しからずご了承ください。

記

提出書類	提出すべき部数
事業報告書等提出書	1部
事業報告書	2部
活動計算書(収支計算書)	2部
貸借対照表	2部
財産目録	2部
年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名および住所または居所ならびこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	2部
前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)および住所または居所を記載した書面	2部

書類の様式は、<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/katsudo/kyodonet/index.html>においてダウンロードができます。ご利用ください。

【裏面もご覧ください】

(注) 滋賀県ホームページに掲載する内容

- (1) NPO 法人の名称および主たる事務所所在地
- (2) 代表者の氏名
- (3) 事業報告書等の提出がない事実ならびに過料事件通知を行った旨および通知日

【参考法令】

○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

（事業報告書等の提出）

第 29 条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

○滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年滋賀県条例第 34 号）

（事業報告書等の提出）

第 10 条 法第 29 条の規定による事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの 3 月以内に行うものとする。

○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

第六章 罰則

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。

一～四 （略）

五 第 25 条第 7 項若しくは第 29 条（これらの規定を第 52 条第 1 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 49 条第 4 項（第 51 条第 5 項、第 62 条（第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。）又は第 52 条第 2 項、第 53 条第 4 項若しくは第 55 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六～十 （略）

○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

（設立の認証の取消し）

第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3 年以上にわたつて第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2～4 （略）

【問い合わせ先】

滋賀県県民生活部県民活動生活課 県民活動・協働推進室 TEL:077-528-3419